

消費税 10%増税の影響は深刻。商店街や中小企業の実態を調査すべき

【山内議員】日本共産党の山内佳子です。わが党議員団を代表して、知事並びに教育長に質問します。最初に消費税の増税の影響と暮らしの問題です。消費税が導入されて31年が経過しましたが、その間、年金は下がり、医療や介護など国民負担は増え続けています。その一方で首相は、国民の税金で開催する「桜を見る会」に自身の後援会員多数を招待し、さらにはマルチ商法会社「ジャパンライフ」会長や反社会的勢力まで招待されていたことが明らかになりました。「ジャパンライフ」はその招待状を宣伝材料として大々的に使っており、結果的に被害拡大に手を貸したことが問題になっています。また、高級ホテルで開催された前夜祭の会費がわずか5,000円だったことも判明し、公職選挙法違反の疑いも濃厚となっています。消費税10%増税の怒りに加えて、政治のモラル崩壊と私物化への怒りが沸騰しています。

さて、日本政策金融公庫が11月に行った中小企業景況調査では、中小企業の売り上げD Iも、売り上げ見通しD Iも、11カ月連続でマイナス。とりわけ11月の落ち込みが大きく、最終需要分野の売り上げ動向を見ても、平均11ポイントマイナスで、食品関係以外は軒並みマイナスになっています。9月議会の成宮議員の代表質問に対して、知事は消費税の増税を前にしてさまざまな対策を講じられていることを説明されましたが、政府による巨額の税金を投入した対策に加えて、地方でも対策を講じなければならないほど、今回の増税は混乱を招き、国民の不安が募っています。

この間、いくつかの商工会の方々と懇談させていただきました。景況感について、地方や中小企業には恩恵が及びにくく、「中小小売業は右肩下がりで」と言われています。「仕事量は増えたが工賃が下がっている」という声も出されています。商店街の役員をされている方も、「消費税増税により廃業が増えてきている」とおっしゃっています。これでは、「まちの顔」としての商店街もいっそう疲弊していきます。

知事はこうした商店や中小企業の実態についてどのように考えておられますか。私どもは、大企業と富裕層に応分の負担を求めるとともに、家計応援で経済の好循環をつくりだすことが必要であり、消費税を5%に減税することを提案していますが、10%増税後の状況について商店街や経営者等から直接実態を聞くなどの調査を行うべきではありませんか。消費税の引き下げの必要性についてどのように考えられますか。お答え下さい。

「全世代型社会保障」の名での負担増はやめよ。美山診療所への支援を

【山内議員】次に、医療・介護、社会保障について伺います。

政府は消費税10%増税を強行する一方で、少子高齢化時代に対応する社会保障制度の改革を検討するとして、安倍首相を議長とする「全世代型社会保障検討会議」を発足させました。医療・介護の関係者や労働者代表が一人もメンバーに入っておらず、日本経団連会長などの財界代表を中心に、もっぱら「給付と負担の見直し」を議論しているというのが実態です。そうしたなか、75歳以上の医療費窓口負担の原則1割から2割への引き上げ方針が打ち出されました。

これに対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、「窓口1割負担」を維持することなどを求める要望書を厚生労働大臣に提出。中央社会保障推進協議会も新たに2割負担反対の署名活動に取り組んで

おられます。全日本民医連が毎年行っている調査では、昨年も経済的な理由による手遅れ死亡事例が 77 件報告されました。さらなる受診抑制につながる負担増は決して許されません。

政府はさらに、全国 424 の公立・公的病院を再編・統合の対象として一方的に公表し、病床削減を強引に進めようとしています。「制度の持続可能性」を理由としていますが、そのために地域医療を壊し、「金の切れ目がいのちの切れ目」という事態を招いていいということにはなりません。そもそも、年齢とともに医療・介護の必要性が高まるのは誰しも同じであり、「全世代型」という言い方で高齢者と現役世代を対立させる議論自体が間違いです。社会保障財源と言うなら、大企業優遇税制や証券優遇税制の見直しなど、442 兆円もの内部留保を抱える大企業や、その配当を受ける富裕層にこそ負担を求めるべきです。

今こそ、生存権を規定した憲法 25 条に立ち返り、国民のいのちと健康を守る立場に立って医療・介護の充実を図ることが求められています。安倍首相のねらう全世代型社会保障改革では、府民の暮らしも健康も守れないと考えますがいかがですか。

その上で、京都府の役割が問われる二つの問題について具体的に伺います。

一つは、南丹市の美山診療所についてです。我が会派としてこれまで何度も取り上げてきましたが、長年奮闘いただいていた常勤医師の後任が確保できず、診療所の存続が危ぶまれる事態となっていたところ、ようやく来年 4 月から新たに医師一人が赴任することとなっていました。ところが先日赴任できなくなったことが明らかとなり、こうした緊急事態に不安がいつそう広がっています。これまで南丹市は、国保直営診療所として運営する方針を示す一方、「医師の負担や市の財政負担が大きい」として 4 床ある入院病床の休床を検討し、併設する介護老人保健施設やリハビリ事業についても「直営は難しい」としています。しかし美山診療所が、24 時間 365 日、けがや急病への対応も含めて住民のいのちを支える役割が果たせたのは、医師や看護師が常駐する有床診療所だったからです。今後も安心して住み続けられる地域を守るためにも、ベッドを維持することが重要です。「現在の美山診療所の存続と医療水準を守ってほしい」と、1300 名を超えて陳情署名がよせられています。

知事はこれまで「後退させない」と答弁されてきましたが、入院のベッドがなくなれば、後退は必至であると考えますがいかがですか。ましてやこういう事態となった以上、京都府が責任を持って医師派遣と財政支援を行うことが必要と考えますがいかがですか。

要介護 1・2 の方の介護保険はずしは中止を求めよ

【山内議員】もう一つは、介護保険法改定案の議論のなかで、要介護 1・2 の方の「生活援助サービス」を介護保険からはずし、市町村が実施する「総合事業」に移行させる方向が検討されていることについてです。

すでに、2017 年には要支援と認定された方々の訪問・通所サービスが「総合事業」に移行されました。京都市では、生活援助のみの場合は報酬単価が 2 割近くカットされたため、もともと非正規が大半だったヘルパーの賃金がいつそう低下するなど、介護現場の疲弊に拍車をかけているのが実態です。ボランティアなどによる住民主体サービスにいたっては、ヘルパー派遣など実施しているのは府内で八幡市と向日市のみ。デイサービスなども 4 市町にとどまっています。利用者にとってもこれまで受けられていたサービスが受けられなくなり、混乱を招く事態も起こっています。私が相談にのった方は、ご主人が認知症で要介護 1、奥さんが要介護 4 ですが、ご主人の介護度が下がって要支援になり、ヘルパー派遣の時間も短縮。回数も減り、さらにヘルパーの報酬も総合事業になると下がるために、一時ヘルパーがまったく見つからない状況になりました。せめて奥さんがデイサービスに行く時間にはヘルパーさんに

来てほしいとのことで、ケアマネージャーさんが必死になって十数カ所の事業所に当たってくださり、やっとヘルパーが確保される。まさに介護現場を支えている方々のギリギリの努力で事無きを得たのですが、こうした下でその対象を要介護1・2の方にまで広げて総合事業に移すといっても、その受け皿はあるのでしょうか。介護現場にいつその混乱を招き、ひいては何のサービスも受けられない介護難民を大量に生み出すことになるのではないのでしょうか。

いま必要なことは、短時間講習やボランティアに頼った安上がりの介護を拡大することではなく、その専門性と技術にふさわしい報酬を介護労働者に保障し、そのことで深刻な介護人材不足を解消して、必要な人が安心して介護を受けられる体制を整えることです。要介護1・2の方々を軽度者として介護保険からはずす検討はやめるよう、国に求めるべきだと思いますがいかがですか。まずここまで答弁をお願いします。

【西脇知事・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。

商店街と中小企業の状況についてでございます。まず商店街の状況につきましては、eコマースやキャッシュレスなど消費行動が変化するなかで、店主の高齢化や空き店舗の増加が進むなど、厳しい状況が続く商店街がある一方で、観光客の増加で活気づく商店街もあるなど、格差が見られるところでございます。このため京都府では、商店連盟とともに商店街創生センターを創設し、商店街ごとの特色を生かした伴走支援を行うとともに、まちづくり会社を設立して商店街と地域活性化を取り組むモデルづくりを進めております。また中小企業の状況につきましては、人手不足や事業承継等に加え、近年のAI・IoTの活用などの技術革新への対応等の課題を抱えております。一方で平成30年工業統計調査によりますと、京都経済の基盤である製造業については、中小企業の製造品種価格等は直近1年間で9.8%増加をしております。さらに中小企業の成長を加速させるため、引き続き本年3月に整備をいたしました京都経済センターを核に、生産性向上を図るための設備投資への支援や事業承継へのサポート、産学連携によります技術力向上に取り組むなど、オール京都体制で中小企業を支援してまいります。

次に消費税率引き上げ後の状況につきましては、商店街創生センターの活動や中小企業応援隊の活動により把握するとともに、消費税率の引き上げや京都経済の動向に係る意見交換会議を開催するなど、中小企業支援団体と情報交換を密にして把握しており、大きな混乱は見られていない状況でございます。京都商工会議所の10月調査におきましても、7割を超える事業所が消費税率引き上げに伴う売り上げに変化はないとの回答が寄せられているところでございます。また企業等を訪問するなかで、来年の確定申告での混乱や米中貿易摩擦など国際経済の動向を懸念される声も伺っております。引き続き景気の動向を注視するとともに、9月議会で議決を頂きました中小企業消費税引き上げ対策支援事業や商店街等緊急販売促進事業をすみやかに執行し、中小企業や商店街の経営安定と成長を積極的にサポートしてまいりたいと考えております。

消費税率の引き上げにつきましては、その増収分を幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給などに充てるため、法律によりまして10月から施行されたものでございます。いずれにしても足元の経済情勢を注視しながら、国の新たな経済対策にも積極的に対応し、経済運営に万全を期してまいりたいと考えております。

次に社会保障制度についてでございます。社会保障制度は府民の生活を守る大切な社会的インフラであり、人生100年時代を迎え、持続可能な安定的な制度として次世代に引き継いでいくことが大切であると考えております。京都府では府民の方々が安心して必要な医療や介護を受けることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険に対し、約930億円の予算を確保し制度をしっかりと支えてき

ているところでございます。現在国におきましては、少子高齢化の進行及びライフスタイルが多様となるなかで、誰もが安心できる社会保障制度となるよう検討会議を立ち上げ、年齢等にとらわれず、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担のあり方などを含め、幅広い議論が行われているところでございます。京都府としては、給付と負担の見直しの検討に当たりましては、とりわけ低所得者の生活実態や医療機関への受診行動に影響が出ないよう配慮するとともに、負担の見直しに際しましては急激な変動が生じないよう激変緩和措置を講じることなど、国に対し強く求めているところでございます。

次に美山診療所についてでございます。美山診療所につきましては、現在南丹市が運営形態や診療方針、病床数などその将来のあり方につきまして、京都府の保健所長も参画しております南丹市医療対策審議会等を通じ、検討を進めておられます。令和元年6月の南丹市議会で直営化の方針を表明されたのち、10月に開催された南丹市医療対策審議会では、医療関係者や学識経験者等から「身近なところで診察を受けられるよう、子ども達のためにも診療所は維持してほしい」「診療所運営を続けることに赤字が膨らむのは問題であり、高齢者や子どもの安心のためにも、将来にわたって診療所が継続できるための議論が必要である」「新たに来られる医師の考え方や方針、夢といったものを尊重しなくてはならない」など意見が出され、医師の確保や経営などの様々な観点から議論が行われており、年度内には答申が出される予定と伺っております。京都府といたしましては、南丹市が出される方向性やご要望を十分尊重しながら、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されるよう、南丹地域医療構想調整会議の中でしっかり議論し、引き続き支援をしまいたいと考えております。

次に高齢者の介護についてでございます。介護予防・生活支援に関わる総合事業は、要支援1・2の高齢者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、全国一律の給付から地域の実情に応じて工夫できる市町村事業に移行した、サービスの多様化を図る介護保険制度の一つでございます。これによりまして、市町村が従来の専門職による身体介助のサービスに加えまして、ボランティアの皆様による買い物代行や掃除などを組み合わせて実施することで、一人ひとりの状態やニーズに合ったサービスの提供が可能となるよう取り組みをすすめているものでございます。しかしながら現状では、ボランティアなどによる担い手が不足している状況でございます。このため京都府では、保健所ごとに設置した共助型生活支援推進体により、市町村が行う新たなサービスの担い手となるNPOなどの掘り起こしを支援するとともに、今年度から地域公共プロジェクト交付金を創設してボランティアなどの育成に取り組み、市町村を支援しているところでございます。令和3年度からの次期介護保険制度の改正に向けては、現在、要介護1・2の方々への支援や利用者負担のあり方、健康づくりの推進方策などについて、国の審議会において幅広く議論されているところであり、京都府としては総合事業の実施状況を十分に検証し、支援を必要とする高齢者の生活に支障が生じることのないよう配慮すべきと申し入れているところでございます。

【山内議員・再質問】まず消費税増税、京都の中小企業の実態ですけれども、いろいろ対策、あれもやってるこれもやってる、様々な努力をされているという答弁ありましたが、どこまで有効なのかという問題ありますが、いろいろやったりやったり右肩下がりという状況があるんですね。消費税増税の影響、9月までの調査結果がいま出て、なかなか10月、11月、増税後の調査結果っていうのは少ないんですけれども、そのなかでもインテージっていう会社だとか、それから先ほど紹介をさせていただきました数字などでは、やはり11月には下がっているということが出ているわけです。そういう点ではですね、「国の新たな経済対策に対応」なんて言って振り回されていないで、しっかりと中小零細企業の実

態を見て国にもものを言う、それからしっかりと下支えするという役割を果たして頂きたいと思います。

それから美山診療所の医師確保についてですが、これまで我が党議員団ずっと美山診療所の医師の確保について、京都府が責任を持つよう強く求めてまいりました。たしかに医療対策審議会でいろいろ議論されているんですけど、やっぱり医師確保という点での責任をどう果たすのかという点で、問題があるというふうに思うんですね。診療所のニュース見せて頂くと、小さな診療所が大きな役割果たしているというのがわかります。寝返りもできない状態で入院治療が終わり、おむつをされていた方が診療所に転院し、併設する老人保健施設で専門的なリハビリを行い、おむつもはずして車いすにも移乗できるようになって自宅に戻ることができた、こういう記事がありました。これ絶対なくしてはいけない。だから医師を確保するという点について、あらゆる知恵を絞って、京都府として努力をしていただきたい。このことについて、再度お答えください。

それから、もう一点は医療と介護の負担についてですが、総合事業についてボランティアを育成するというふうにおっしゃいましたが、総合事業が始まって2年経っても、いまボランティアなかなかやる人がいない、そしてボランティア自身が高齢化になっていって、ますます支え手がないという状況になっていくんです。そういう点では、やはり介護保険の改悪をきっぱりやめるように国に求めるべきだ、このように思います。

また医療の面では、80代のお父さんの入院の医療費が高くて「何とかしてほしい」と、60歳過ぎの息子さん、知的障害があって障害年金で生活されている息子さんから相談がありました。お父さんは厚生年金で、月に手取りで14万円ほど年金があるが、1割負担でもおむつや食費などの負担もあって、年金がほとんど消えてしまう。2割になったら一体どうするのか。「全世代型」と言いながら高齢者の負担を引き上げることは、高齢者を介護している世代にも大きな負担をおしつけ、共倒れの危険もあるのではないですか。一体どこが安心できる社会保障なんのでしょうか。消費税を10%に上げたとたんに、こんなことが検討されているなんて、あまりにもひどいとは思われませんか。以上再質問です。お答え下さい。

【西脇知事・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。美山診療所につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、私どもの保健所長が参画いたしております南丹市の医療対策審議会での議論が行われ、南丹市が出される方向性、ご要望十分尊重しながら、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されるように、南丹地域の医療構想調整会議のなかでしっかりと議論をして、引き続き支援をしてまいりたいというふうに思っております。

それから要支援1に対します総合事業についてでございますけれども、介護予防・生活支援に係る総合事業は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応していくためにも必要な事業と考えておまして、ボランティアの育成につきましてはその必要性は我々も十分に認識しておまして、先ほど申し上げましたように、共助型の生活支援推進体や地域公共プロジェクト交付金も活用しまして、ボランティア・NPOの育成に向けまして、市町村を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。それから、次期の介護保険制度の改正に向けましては、先ほども申し上げましたように、これまでの総合事業の実施状況等を十分に勘案し、しかも介護の支援を必要とする高齢者の生活に支障が生じることのないように配慮すべきということを強く申し入れているところでございまして、そうした方向で議論が進められることを期待しているところでございます。

【山内議員・指摘要望】 指摘要望させていただきます。総合事業できめ細かい支援ができるなんていう

のは、一体どこのことを言っているのかというふうに思います。美山診療所の医師確保について、京都府としてイニシアチブをもって医師を確保し、一般病床を残し老健施設の運営も行えるように、美山診療所がこれまで担ってきた役割を果たせるように、努力していただきたい。強く求めておきます。

また、府として消費税増税後の中小企業の実態をしっかりと把握すること、そして本来の自治体の役割である府民の暮らしといのちを守る立場で、国に対して介護を切り捨てるな、医療を切り捨てるな、と要望をすべきです。指摘して次の質問に移ります。

向日が丘支援学校の寄宿舎廃止方針は撤回し、存続・充実を図れ

【山内議員】次に、向日が丘支援学校の寄宿舎の存続と充実について質問します。

かつて、重度障害児は「就学猶予」や「就学免除」とされ、教育を受ける権利が保障されていませんでしたが、「学校に行きたい。友だちがほしい」「どんなに障害が重い子どもたちにも教育を」という先駆的な運動が、府内の保護者や教職員、地域住民によって広がるなか、1967年、1969年に向日が丘養護学校と与謝の海養護学校が相次いで開設され、重度障害の子どもたちも受け入れて先駆的な教育を行ってきました。こうした実践が全国に広がり、1979年に養護学校義務制が実現し、重度障害児にも教育保障の道が開かれたのです。

京都府には、両学校を含めて丹波支援学校、ろう学校と盲学校、そしてその分校に寄宿舎があり、月曜から金曜まで、1週間や1カ月の短期入舎から1年を通した長期入舎まで、生徒たちの希望や発達・課題に応じて豊かな教育が取り組まれています。とりわけ寄宿舎の設置によって、障害のある児童生徒たちの生活上の困難を「切り取って支援」するのではなく、毎日の寝泊まりのある生活を営みながら、生活基盤を整え、異年齢の友だちや寄宿舎指導員とのかかわりのなかで、学校卒業後自立し社会参加する力を養う、貴重な発達支援の場となっています。京都府の障害児教育が全国的にも先進的な役割を果たしてきましたが、それは学部の教育と寄宿舎教育が密接に連携するなかで得られた経験や教育実践が存在したからです。

この間、向日が丘支援学校の老朽化にともなう建て替えて寄宿舎がなくなってしまうのではないかと、多くのお母さんや教職員の方々が、存続を求める署名活動などに取り組んでこられました。ところが、9月に発表された向日が丘支援学校改築基本構想中間案では、寄宿舎の廃止方針が明らかになりました。中間案では「児童生徒の発達や自立等に向けて寄宿舎が果たしてきた役割を踏まえ、集団による宿泊ができる生活体験型生活実習室と高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型生活実習室」を整備するとしています。「生活実習室」では、1泊2日、2泊3日の体験宿泊でしかないことや、指導者の配置もまったく担保されないことが明らかになっています。寄宿舎が果たしてきた役割とはまったく違う性格のものです。保護者からは、「寄宿舎の意義をこれまで府教委は認めてきたのに、なぜ廃止するのか」と、怒りの声が寄せられています。

寄宿舎なら指導員が定数で配置できますが、寄宿舎でなくなれば教員の配置もできないのです。生活実習室は寄宿舎の代わりになるものではないと考えますが、いかがですか？

先日、大山崎町で「向日が丘支援学校の寄宿舎の明日を考える集会」が開催され、支援学校や寄宿舎の保護者や卒業生、教員や寄宿舎指導員とそのOB、地域住民や福祉関係者、京都府北部からも特別支援教育に携わる方々が集まって、寄宿舎教育の必要性について経験を語り合い、学びあいました。そのなかで、現在高等部に通う重度障害の息子さんのお母さんのお話が心に残りました。

中学2年の時に寄宿舎に通年入舎するようになって、これまで自分中心だった息子さんが、「お母さん、ゆっくりお風呂入って。僕は待てるから。大丈夫、まかせて」と誇らしそうに言うようになる

なったそうです。それまで息子さんとの暮らしに行き詰まりを感じ、息子さんとの未来を重たく感じていた感覚が変わったのです。1年かけて息子さん中心の生活を徐々に手放し、気づけば息子さんとの時間から息苦しさが消え、息子さんも含め家族で笑うことが増えたそうです。息子さんは通年入舎の前にも1泊の宿泊学習や1週間の運用入舎なども体験されたとのことですが、「貴重な体験だったけれども、何かを学び取るにはあまりにも短く、家庭に戻れば元通り。でも寄宿舎には生活がある。生活という土台の上で初めて得られる学びがある。それを押してくれる先生方がいる。私たちの子どもは一つひとつ学びに時間と手間がかかります。だから寄宿舎が必要なのです」と語られました。

こうしたお母さん方が中心となって、寄宿舎を存続・充実してほしいという署名は1万8000筆にも上っています。障害児によりよい教育環境を提供するのが教育委員会の仕事ではありませんか。子どもたちから寄宿舎を取り上げるべきではありません。寄宿舎を存続して、医療的ケア児の利用も可能にするなど、さらに充実すべきと考えますがいかがですか。

【橋本教育長・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。

向日が丘支援学校改築基本構想についてであります。開校から50年が経過し、老朽化が進んだ校舎の改築を計画するに当たり、改築整備の基本理念と方向性をまとめたものであり、共生社会の実現に向け、児童生徒の社会的自立と人間性豊かな人生の歩みを支援する新たな学校づくりをめざすこととしております。

議員ご指摘の生活実習室についてでございますが、これまで、向日が丘支援学校の寄宿舎が果たしてきた成果もふまえ、すべての児童生徒を対象とする教育活動として、集団による宿泊ができる集団生活型生活実習室、及び高等部等の生徒を対象とする一人暮らし体験型生活実習室を整備したいと考えているところでございます。生活実習室は、保護者のニーズをふまえた、卒業後の社会的自立と豊かな生活の営みにつなげるため、医療的ケアの必要な児童生徒も含め、すべての児童生徒が活用できる特別教室であるとともに、家庭を離れての集団生活や一人での生活を体験できる宿泊学習の場とするものでございます。具体的には、家庭と連携しながら、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、調理、食事、入浴などの望ましい生活習慣が身につけられるよう、宿泊をともなう学習だけでなく、日常生活の指導、自立活動をはじめとした日々の授業に活用ができるものでございます。

寄宿舎についてであります。寄宿舎での経験は児童生徒の生活する力を育むうえで一定の効果がありますが、効果は入舎する児童生徒にとどまるものでございます。このため、今後はすべての児童生徒を対象とした教育課程内での教育活動を充実させたいと考えているところでございます。さらに、構想策定後は新校舎の設計等、施設の具体化や教職員体制の検討を進めるとともに、長岡京市で計画されている共生型福祉施設との連携について検討を深め、他の特別支援学校にない新たな学校づくりをめざしてまいります。

【山内議員・再質問】 保護者のニーズというふうにおっしゃいましたけれども、保護者のニーズは寄宿舎の存続と充実です。それから、寄宿舎は一部の生徒だけのものではありません。すべての生徒に開かれているものです。すべての児童生徒を対象に、寄宿舎を充実させればいいわけです。

再質問ですが、寄宿舎で行っていたことを生活実習室などでできるのか、訓練だけではなく生活そのものが寄宿舎には存在してきたから大きな役割を果たしていたのではないのかということ。それから指導員の配置です。一体先生はどうするんですか。昼間は学部で生徒たちを見て、夜はそのまま泊まってなんて、そんなことできないでしょう。一体指導員の配置はどうするのか。寄宿舎を廃止をして教育条

件が後退しない保証はどこにあるのか、もう一度伺います。

【橋本教育長・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活実習室についてでございます。生活実習室につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、宿泊だけではなく、日常の授業において、衣服の着脱はじめ、排せつ・入浴等の日常生活、社会生活で習慣的に繰り返される基本的な行いを学ぶ場です。基本的生活習慣は、学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等で取り組んでいることなどについて、双方向で学習状況を共有し、児童生徒に身につけさせるべきものであり、今回整備を計画している生活実習室をすべての子どもたちが授業のなかで活用することで、望ましい教育効果が得られるものと考えております。また、指導員等の体制についてでございます。いま申し上げました生活実習室は、日常の教育活動を行うなかで使用される特別教室になりますので、その指導を行うのは当然教員ということになります。今回、構想のなかでは、他校と同様の集団型の生活実習室の他に、高等部対象の一人暮らし体験型の実習室を整備することも計画しており、それらの実習を円滑に行うことができるよう、教職員の体制につきましては、構想の具体化を今後進めていくなかで検討してまいりたいと考えております。

【山内議員・指摘要望】 学校と家庭の連携を取っていくというふうにおっしゃいました。寄宿舎があるからこそ、学校と家庭の連携が本当に深く取れてきた。家庭には生活があります。そして寄宿舎にも生活があります。あるお母さんは、卒業生の保護者ですが、「1年間の入舎で、睡眠や排せつ面などの大変さを寄宿舎に知ってもらい、アドバイスをいただけたことが本当にありがたかった」というふうに語られました。またある保護者は、「月曜に子どもを送り、金曜日に迎えに行っていたが、寄宿舎の先生が1年かけて、1人でバスに乗って、間違えずに乗り換えて、安全も確認しながら寄宿舎の行き帰りができるようになった。このことで卒業後の進路の幅が広がり、送迎サービスのない作業所にも通うことができるようになった」と、生活自立における寄宿舎教育の重要性を語られました。運動の中心を担っておられるお母さん方は、卒業をあと数年後に控えている方々がほとんどです。わが子のために寄宿舎を存続してほしいと要望しているのではなく、次の世代のために、障害児によりよい教育環境を残してほしいと、高い志で運動されているのです。

重度障害児のお母さんの言葉を再び紹介します。「社会という大きな道の世界へ進む前に、自分の知っている安心できる学校の寄宿舎という社会生活のなかで、親元を離れ自立への力をつけさせてくれる段階が必要だと思うから、ずっとずっと寄宿舎という存在があり続けますように、強く強く願います」、こういう言葉です。京都府は寄宿舎の指導員を、教員免許などを持つ専門職採用で行い、単なる通学支援にとどまらない寄宿舎教育の実践を支えてきたのではありませんか。そのことに誇りを持っておられないのでしょうか。あらためて、再度保護者や現場の声を聞き、寄宿舎のあり方について検討され、存続・充実をはかれるよう強く求めて次の質問に移ります。

先生を増やして長時間労働解消。変形労働時間制は中止を求めるべき

【山内議員】 次に、教員を増やして長時間労働を解消し、子どもたちの教育環境を改善する問題についてです。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。とりわけ本府の教員の超勤の実態は、全国と比べても過労死ラインを超えている割合が多く、小学校では全国平均 34%、中学校の全国平均は 58%ですが、本府の場合はそれぞれ 52%、72%と見過ごせない事態に

なっています。

教師が過労死するような働き方をしていることは、子どもたちにとっても不幸なことです。今年2月の予算委員会で、長時間労働の是正を求めた私の質問に、教育委員会は「教職員定数の改善」が必要という認識を示されましたが、実態は定数改善どころか、本来正規の教員を配置しなければならない「担任」などを臨時の教員で代用する、いわゆる定数内講師を増やしており、このことは大問題です。平成26年度の定数内講師は454名でしたが、今年度は733名とすべての教諭の9%近くが臨時の先生です。また、小学校低学年のチームティーチングや、中学・高校の教科指導などのための非常勤講師を含めると、なんと教諭の25.6%、4人に1人が臨時の教員です。いつ雇い止めになるかわからない、低賃金の不安定雇用の先生方が、必死になって子どもたちの教育に携わっておられます。

そうしたなかで講師が見つからず、「教育に穴があく」事態も起こっています。“産休の代替講師が見つからず半年間美術の授業ができなかった”、あるいは“教頭や主任が授業に入らなければならない”“担任がいない”などなど、子どもたちの学習権をも奪う事態となっています。

そこで伺います。定数内講師を減らして教員の採用を計画的に増やさなければ、こうした事態は改善できないのではありませんか。また、文部科学省の示す標準授業時数は小学校1年では850時間ですが、京都府の平均は906時間で、すべての学年で国の示す標準時数を40時間から50時間上回っています。こうした事態を放置せず授業時数を減らしていくとともに、遅れている専科教員の配置や少人数学級充実のための教員の確保などの取り組みを行うべきではありませんか。お答えください。

昨日、「1年単位の変形労働時間制」を導入する法律が、過労死遺族や多くの関係者の反対の声を押し切って強行可決されました。繁忙期には1日10時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」とあわせて1年間の平均で1日当たり8時間労働に収めようとするものですが、最大の問題は、抜本的な教員の定数改善を行わずに総労働時間を短く見せかけるためのものであり、教員の長時間労働をさらに促進させかねないことです。

「閑散期」とされている夏休みなども、研修や補習、部活などの指導があり、京丹後市の調査では8月の時間外勤務の平均は小学校で月17時間、中学校で29時間に上っています。決して夏休み期間が「閑散期」ではないのです。

すでにこの制度は、国立大学の附属学校などで導入されているところがありますが、導入されている職場の方が、導入されていない職場と比べて所定労働時間で月に15時間、残業時間も月に3.8時間長くなっています。これでは教職員のいのちと健康が守れません。過労死と認定された公立校の教職員が、いまでも2016年度までの10年間で63人に上ることが毎日新聞の取材で明らかになっています。公務災害の申請をし、認定された方だけの数ですが、実際にはもっと多くの教員のいのちが長時間労働によって奪われている。あるいは健康も奪われているのです。「7時間授業や放課後の補習が増えるかも」「授業の準備は何時になったら始められるんだろう」などの不安が寄せられているのは当然です。国に対して、変形労働時間制の導入を中止するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

大学入試の英語民間試験の利用は、延期ではなくきっぱり中止を

【山内議員】次に大学入試改革の抜本的な見直しについて伺います。

経済的・地域的格差を広げ入試の公平さを損なうと批判を浴びていた、大学入学共通テストでの英語民間試験の利用を、文部科学大臣が2024年度まで延期すると表明しました。多くの高校生、受験生や市民が粘り強く声を上げ、野党の結束した共闘で政治を動かした大きな成果です。

中止を求めて文科省前などで声を上げてきた高校生たちは、「声を上げたことが初めて実る経験をし

た。おかしいと声を上げたことに応援・賛同してくださる方が増え、改悪を止める第一歩を踏み出したことに感謝します」「今まで声を上げて何も変わらないと思っていた。でもこの問題を通じて、声を上げる人がいるから変わるんだと思えた」と語りました。そして高校生たちは、「延期であればいまの中学生が犠牲になってしまう。そこを変えていくためにいまから声を上げていきたい」と語っています。

大学入試の英語民間試験の利用は、大学の入試を民間の儲けに利用するものであり、高校生の将来をこうしたことで左右してはならないと考えますが、いかがですか。延期ではなくきっぱり中止すべきと考えますがいかがですか。

【橋本教育長・答弁】 教員の確保等についてでございますが、半年間も授業に穴が空くという事態の報告は受けておりませんが、現在、正規・非正規を問わず教員の人材確保は全国的な課題となっております。これは教員が多忙な職であるという風潮が広まっていることや、近年の好景気の影響で民間企業等を志す学生が増えていることなどから、教員志望者が減少していることに加え、出産や子育てのために休暇等を取得する年齢層の教員が増加し、多くの代替講師が必要となっていることなどに原因があると考えております。このようななか、府教育委員会におきましては、将来の児童生徒数の推移を基本に、学校統廃合、再任用希望や高齢者雇用のあり方の検討状況をふまえ、中長期的な見通しを持って教員を採用してきたところであり、退職者数が減少傾向にあるなかで、令和2年度は前年度を上回る約430名の優秀な人材を採用する予定でございます。今後も、学校が働きやすく魅力ある職場となるよう働き方改革を進めるとともに、関係機関や大学等と連携を図り、教員の人材確保や計画的な採用に取り組んでまいります。

小学校における授業時数につきましては、国の基準を元に市・町教育委員会の判断により設定されているものでございますが、府内の状況は決して全国平均を上回るものではございません。また教員の配置についてであります。府教育委員会では指導方法工夫改善の加配等を活用し、市・町教育委員会が学校や児童生徒の状況に応じて少人数授業等を弾力的に選択することができる京都式少人数教育や、英語をはじめとした専科教員による専科指導を実施しているところであり、来年度も国の加配定数を活用して充実を図ってまいりたいと考えております。今後も、学校における様々な教育課題に的確に対応できるよう、引き続き教員定数の確保・拡充に向けて、国に要望してまいりたいと考えております。

1年単位の変形労働時間制の導入についてであります。この制度は中教審の答申もふまえ、学校における働き方改革の取り組みの一環として、休日のまとめ取りを推進するため、導入が検討されてきたものであります。昨日、改正法が可決成立したところであります。文部科学省からは、同改正法に対する懸念の声にもしっかりと対応できるよう、省令や指針等を通じ丁寧な制度設計を図る方針であると伺っております。府教育委員会といたしましては、市・町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります。

次に、大学入試改革についてであります。英語4技能を評価する大学入試のあり方については、話す、聞く技能を評価する試験を、約50万人規模の受験生に対して同一日程で実施することが非常に困難であることから、英語民間資格検定試験を活用することになったと承知しております。今回、英語民間試験を活用するに当たり、会場、日程等の民間試験の詳細事項に関する公表の状況や、経済面での配慮等が必ずしも十分でなかったとして、令和2年度からの大学入試英語成績提供システムの導入が見送られたところであります。また文部科学省においては、英語の4技能を測る方向性は維持する一方で、課題解決に向けて見直しを行い、令和2年度実施の大学入試に向けて、今後1年を目途に検討し、結論を出す方針を明らかにしています。府教育委員会といたしましては、グローバル化した社会のなかでは、

言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語ともいえる英語の活用能力の向上はたいへん重要であり、英語4技能をバランスよく育成すること、またその能力を測定することは必要不可欠であると考えております。今後は国において、生徒が安心して受験できる環境整備が行われるよう期待するとともに、引き続き生徒の英語4技能をバランスよく育成する教育の充実に努めてまいります。

【山内議員・再質問】 教員の長時間労働の是正の問題ですが、授業時数が国の学習指導要領の標準時数は上回っているけれども、その上回り方が国の平均以下だというふうにおっしゃいましたけれども、労働時間で言いますと、過労死ラインを超えて働いている方々というのは、国の平均以上どころか、本当に飛びぬけて多いんですから、そういう点では、やっぱり本府として授業時数を減らすこと、それから国と京都府の学力テストの実施も見直すこと、それから府の努力で教員を増やして定数を改善することなど、子どもたちのためにも教員の長時間労働の是正のために努力を求めておきます。また変形労働時間制については、京都府には決して導入しないよう強く求めておきます。

大学入試改革問題で再質問です。これ採点の問題ですが、営利を追求しなければならない民間企業に丸投げをするという問題で、教育の機会均等が確保できないのではないかという点、それから、また受験料の負担もあって、地域格差・経済格差が生まれるのではないかと、ここが懸念されているわけですが、そのことについてどうお考えなのか、再質問をいたします。お願いします。

【橋本教育長・再答弁】 英語民間試験の再質問についてお答えいたします。大学入試における英語民間試験の利用についてでございますが、例えばスピーキングテストについて言いますと、最もノウハウを持っているのは各種資格検定試験を実施している民間業者でありまして、確かに様々な活用の仕方というのはあるかもしれませんが、逆に民間試験だからただちにダメだという指摘は当たらないものと考えております。一方で、先ほど申し上げましたように、運営等めぐり課題が指摘され、見直しが行われるということになっておりますので、生徒が安心して受験できる仕組みを、国においてしっかり作っていただきたいと思っております。

【山内議員・指摘要望】 大学の入試改革の問題では、国語・数学の記述式導入も、2021年度入試から実施をするということですが、国語・数学の問題も、採点を民間事業者丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥を持っています。採点作業はベネッセに約61億円で委託し、採点の仕事は学生アルバイトも認めるという方針ですが、採点の質と公平性がまったく保障されません。記述式問題は、多くの大学が個別試験で実施しております。共通テストに導入する必要性も妥当性もない、こうした検討はやめるよう強く国に求めていただきたい。指摘しておきます。

自治体財政を圧迫する北陸新幹線延伸計画は中止を

【山内議員】 次に、北陸新幹線延伸について伺います。

最初に、北陸新幹線延伸にともなう自治体の財政負担についてです。本府は、来年度の政府予算等に関する重点要望で、「北陸方面と大阪・中京方面の利用者が多い実態をふまえ、建設費の負担は受益に応じた負担にする」ことを国に求めています。しかし、一般的に整備新幹線の財政負担は距離によって決定されていることは、最初からわかっていることではないでしょうか。今になって他府県への利用者が多いことを理由に負担を減らせと求めるぐらいなら、最初から北陸新幹線の延伸など求めるべきではないのです。あまりにも無責任です。

現在、北陸新幹線の概算での建設費は予測で約2兆1000億円とされていますが、すでに金沢―敦賀間でも、人件費や資材の高騰、消費税等で当初計画から1.2倍に膨れ上がり、1兆4121億円となっています。また、敦賀市の駅部分で建設費が53%増え690億円にもなり、新高岡駅周辺整備で高岡市は370億円もの支出となり、市職員の給与カットや公共施設の休館などの市民生活への影響も出ています。

そこで伺います。約2兆1000億円もの建設費は、今後負担が増えることが予測され、京都駅や松井山手駅を設置する自治体の負担も莫大なものになり、周辺道路の整備費や駅周辺のまちづくりなどにも影響します。さらに、既存のJR路線が並行在来線とされれば、そこへの自治体負担も増え、京都府の財政負担だけにとどまりません。知事の認識はいかがですか。

次に、京都市の地下40m以下の大深度を通過することが検討されている工事についてです。一般的に民有地の地下を使用する場合、地権者の了承や補償などが必要ですが、大深度地下法は無断・無補償で地下を利用できるとされています。この法律そのものが憲法29条に定められた財産権の保障を侵害するものです。

愛知県春日井市では、リニア建設予定地の大深度地下の工事で、炭坑跡が陥没して地下水が抜けた事故が発生しています。自然環境への影響は無視できず、陥没事故や地盤沈下、出水の危険もあることが報告されていますが、京都市域でも、重要湿地として環境省から指定されている北区の深泥が池湿地の水が「工事により涸れるのではないか」、さらには府南部でも、「農業や豆腐の製造、酒造りに欠かせない、府民に親しまれている地下水が涸れるのではないか」「河川の水量が変化し自然災害の被害が拡大するのではないか」などの声が寄せられています。

東京外郭環状道路の大深度地下トンネル建設の掘削工事で、酸欠空気や地下水が地表に噴出する事故が発生しました。沿岸住民が、「大深度地下だからと言って、収用も補償もなしに16kmにわたり住宅地の下を掘っていくことは、地上に住む人の生活不安や財産・身体への被害を与えかねない」と、国と東京都を相手に訴訟を起こされています。

そこで伺います。大深度地下法は、そもそも土地所有者の地下を無断で何の補償もなく使用できるという、事業者側に立った法律になっています。40mもの地下のトンネル掘削で進める新幹線延伸計画はやめるべきではありませんか。お答えください。

水道事業の広域化・官民連携は、市町村水道の「基盤強化」につながらない

【山内議員】次に、水道事業の広域化・官民連携について質問します。

本府の「京都水道グランドデザイン」は、人口減少社会が到来するもとの、水道事業を取り巻く環境が変化するもとの、広域連携・官民連携を推進しようとしています。この計画と連携した各市町村の「水道ビジョン」が策定されてきていますが、舞鶴市水道ビジョンでは、北部5市1町を対象とし、「広域化」が合意できたところから経営統合し、「一水道化」を実現させるとしています。さらに、その後に官民連携による企業団を設立していくとしています。

今年、2019年2月、3月に非公開で開催された「市町村水道事業連絡会議」では、「広域化・官民連携」の「検討のたたき台」が示され、「事業統合」「料金統一」等が話し合われていますが、知事は「若手職員のワークショップの自由な議論の結果であり決定ではない」とも答弁されています。しかし、これは国の改正水道法の具体化そのものです。こうした「広域化・官民連携ありき」の、住民不在のトップダウンで進めるやり方に対し、府民の方々や市町村からも批判の声が寄せられています。

与謝野町議会では、9月議会で、宮津市・舞鶴市との2市1町で民間業者に委託する補正予算が議会で提案されましたが、13対1で否決されました。「水道管の更新を進めてきたのに、料金統一になれば

値上げになる」「滞納整理などの個人情報民間業者に提供されるのは問題だ」というものです。さらに宮津市議会でも、「他の自治体より1割～2割安い水道料金なのに、今後4年後に7市町で民営化されれば、かなりの値上げになる」「府外の業者が参入すれば、4年間で1億3000万円の支出予算が地域に循環しない。ますます疲弊する」との意見が寄せられました。

そこで知事に伺います。「広域化」は市町村の水道事業の基盤強化にはつながらないどころか、地域が疲弊していくとは考えませんか。議会にも住民にも十分な説明もなく、知事は9月議会で「広域化は基盤強化の一つ」、つまり選択肢の一つだと答弁されましたが、それ以外の選択肢をなぜ示されないのですか。

全国的には、2019年4月に千葉県の九十九里地域・南房総地域で広域化を行い、君津広域企業団となりました。しかし2018年度の職員採用は一人しかなく、その後も職員を採用せず減らし続ける計画となっています。香川県でも広域化で浄水場の自己水源を廃止し、ダム水源比率を高めたことにより、災害時の安全性にも問題が出ています。また、三重県が計画した伊賀広域水道事業を伊賀市に譲渡し、総額200億円を超える巨大事業を押しつけられた結果、財政悪化する事態まで起きています。

さらに、水道事業の人材育成は、この間、公務労働の民間開放が行われたため技術者不足が生じました。この間、南部の笠置町でお話を伺ったところ、「水道事業に携わる職員は数名しかおらず、技術を継承するために努力しているが、水道事業には公的責任があるので必要な財政的支援が必要」「台風19号の被害に遭った方々が、『水道がなくてはどうにもならない』と水道の供給を求めておられる姿をテレビで見て、命の水を届けたいと切実に思った」「一般職だが、水道事業の技術を身につけ継承するために必死だ」とおっしゃっておられます。民営化では「命の水」である水道事業を守る公的責任は果たせないとの声も伺っています。こうした声にどのようにこたえますか。伺います。

一刻も早く原発稼働やめ、避難計画見直しを

【山内議員】次に、原発の安全対策と原子力防災についてお聞きします。

関西電力幹部に加えて、福井県の職員まで、現在判明しているだけでも109人が、高浜町の元助役から金品を受領していた事実が明らかになり、「原発マネー」をめぐる利権の構造にあらためて厳しい批判が寄せられています。その背景に、原発をベースロード電源と位置付け、原発輸出と再稼働を推し進める国のエネルギー政策があったことは明らかです。関電任せではない真相究明とともに、原発推進政策そのものの抜本的な見直しを求めるものです。その上で、原発の危険から府民のいのちと暮らしを守る本府の役割について伺います。

まず、定期検査中の高浜原発4号機で、3台の蒸気発生器すべてから伝熱管の損傷が発見された問題についてです。関西電力の発表によると、伝熱管の肉厚は約1.3mmで、傷の深さはその4～6割に達していたということです。高温高圧の一次冷却水が通る細管であり、傷がもう少し深ければ、管の破断という重大事故にもつながりかねないところでした。蒸気発生器は、タービンを回す蒸気を発生させるとともに、一次冷却水を冷まして原子炉に戻すという、原発の安全性にとって極めて重要な役割を持っています。1991年の美浜原発2号機事故では、伝熱管の破断により原子炉が自動停止し、大量の水を注入する非常用炉心冷却装置が日本で初めて作動する事態となりました。この時は損傷していない蒸気発生器で原子炉を冷却することができましたが、今回すべての蒸気発生器で同様の損傷が見つかった事実は、より深刻な事態を招く危険があったことを示しており重大です。

京都府はこの件について、関西電力からどのような説明を受けているのでしょうか。原因は調査中とのことですが、現在稼働中の高浜3号機や大飯3、4号機などで同様の損傷が起こっていないのかという

ことも含め、徹底した調査と再発防止策を求めるべきではありませんか。同時に一刻も早くすべての原発の稼働を中止すべきと考えますがいかがですか。

第2は、原発事故に備えた避難計画についてです。

現在、国のガイドラインに基づき、高浜・大飯原発から30km圏にある市町を対象にした避難計画が策定されています。しかし、福島第一原発事故では、放射能プルームが北西方向に流れた結果、40km離れた飯館村が全村避難となり、60km離れた福島市などでも通常の数十倍という高い放射線量が観測されました。大飯原発に置き換えると、40km地点には左京区の花背小中学校があり、60kmとなると京都市役所や亀岡市役所も含まれます。2012年に滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測では、福島第一原発並みの事故が起こった場合、京都市右京区や亀岡市でも毎時100マイクロシーベルトを超える放射線量となる可能性が示されました。

昨年度予算の審議の際、当時の危機管理監は、「30 km圏外にも汚染が広がって避難が必要となるケースも考えられる」と認めたとうえで、「30 km圏内の計画をしっかりとっておけば、その応用で対応できる」との考えを示されましたが、実際に避難するのは住民であり、避難指示を出して住民を誘導するのは自治体職員です。福島第一原発事故の際は、自治体職員や消防団が津波被害対応や行方不明者の捜索に追われるなか、刻々と深刻さを増す原発事故の状況に現場の対応が間に合わず、大きな混乱の中での避難とならざるを得ませんでした。最悪の事態を想定し、繰り返し訓練しておかなければ、いざという時に適切な行動をとることはできません。とりわけ大きな人口を抱え、年間を通じて多くの観光客が訪れる京都市での対応は、たいへん厳しいものになることが予想されます。本府でも昨年度、放射性物質の拡散シミュレーションをあらためて行ったとのことですが、その内容はいまだに公表されていません。すみやかに公表するとともに、その結果も参考にして、30 kmという線引きにとらわれずに避難計画を見直すべきではありませんか。

京都市の原子力防災対策は、30 km圏に隣接するごく一部の地域のみを対象としたものとなっていますが、これを見直すよう京都市と協議を行うべきではありませんか。知事の認識を伺います。

【西脇知事・答弁】北陸新幹線の延伸計画についてでございます。

北陸新幹線は、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時におきまして東海道新幹線の代替機能を果たし、関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識しております。北陸新幹線敦賀―大阪間の整備につきましては、本年5月31日から環境アセスメントの手続きが始まり、さる11月26日に建設主体であります独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構が環、境影響評価方法書を公告したところでございます。建設費や地元負担の考え方などについては、今後、国や鉄道運輸機構の詳細計画が固まった段階で示されるものと考えており、京都府としては引き続き、国や鉄道運輸機構に対し受益に応じた地元負担となるよう強く求めてまいりたいと考えております。

なお、北陸新幹線敦賀―大阪間の整備によって、JRから経営分離される並行在来線は、地理的にも機能的にも存在しないものと認識しており、従来から関西広域連合の要請において、国や関係機関に対して強くその確認を求めているところでございます。また、駅周辺整備につきましては、地元市町村が中心となっていく事業でございますが、京都府といたしましても国や鉄道運輸機構による具体的な駅の位置、構造などの事業計画が固まった段階で、市町村と連携し必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、大深度地下の利用についてでございます。先日公告された環境影響評価方法書では、「京都駅付近は京都市中心市街地は回避し、可能な限り道路等公共用地の下の活用を考慮し、必要に応じて大深

度地下の公共的使用に関する特別措置法の活用も検討を行う」とされております。今後、大深度地下の利用の検討が行われる場合には、自然環境や生活環境等への影響に十分配慮されることが重要でありますので、京都府といたしましては、環境影響評価の各段階におきまして、関係市町の意見もお聞きしながら、しっかりと必要な意見を提出してまいりたいと考えております。また、大深度地下の利用にあたりましては、大深度地下使用法に基づき、国の関係行政機関及び関係都道府県で構成される大深度地下使用協議会におきまして必要な協議を行うとされている他、国土交通大臣の使用の認可手続きのなかで、事業の施行について関係のある行政機関は意見を述べることでできるとされていることから、京都府といたしましては必要な意見をしっかりと述べてまいりたいと考えております。なお、大深度地下使用法に基づく認可を受けた事業者は、事前に補償を行うことなく大深度地下を使用できることとなっておりますが、仮に具体的な損失が生じた場合には、損失を受けた者が事業者に対して、その損失の補償を請求することができることとなっております。いずれにいたしましても、今後、大深度地下を利用される場合は、安全の確保及び環境の保全が重要でありますので、慎重な調査と丁寧な地元説明が実施されるよう、国や鉄道運輸機構に求めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業に係る基盤強化についてでございます。

水道事業は、人口の減少に伴う水需要の減少をはじめ、施設の耐震化、老朽化対策や技術職員の不足など多くの課題を抱えるなか、将来にわたり持続可能な事業とするため、水道事業の基盤強化を図ることが求められています。このため、これまでから各市町村においては、経営の効率化や施設規模の適正化をはかるなど懸命な努力を重ねておられるところでございます。しかしながら、急速な人口減少などの厳しさをまず、事業環境のなかで、先日京都府町村会からも、「水道事業の広域連携・広域化について積極的に推進すること」との要望もいただいたところでございます。京都府といたしましては、市町村自らの取り組みの他、市町村の意向に応じて、市町村間の広域連携・広域化や民間事業者のノウハウの活用をはかることも、有効な方策であると考えております。水道事業では、水質管理や施設の維持管理、料金徴収業務など多様な業務がございます。サービス水準を低下させることなくこれらの業務を効率的に行うため、それぞれの市町村でふさわしい方策を検討し、水道事業の基盤強化に向けて取り組んでいただけるよう、京都府としても支援をしてまいりたいと考えております。

各市町村の水道事業についてでございます。京都府ではこれまでから、市町村との意見交換を重ね、「技術職員が高齢化するなか、今後の人材育成や技術継承に不安がある」「老朽化施設の更新費用の増加が見込まれ、事業経営に大きく影響が出ることは必至である」など、各市町村の水道の厳しい状況につきまして、十分にお話をお伺いしてきたところでございます。これらの声を受けて京都府では、水質管理技術や災害対応に関するマニュアルの策定、水道初任者に対する研修会の開催などの支援を行うとともに、市町村水道施設耐震化促進事業補助金や、ふるさとの水確保対策事業補助金による財政支援を行ってまいりました。今後京都府では、こうしたとりくみを進めるとともに、市町村が地域の実情に応じた水道の基盤強化策が検討できますよう、圏域ごとに設置いたしました広域的連携等推進協議会などで、十分に協議や調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所の安全対策についてでございます。

原子力発電所は、前回の定期検査から 13 カ月以内に原子炉を停止させて、原子力規制庁の職員立ち会いのもと、原子炉本体、冷却系統設備、蒸気タービン等を点検し、その結果を原子力規制委員会に報告することとされております。高浜発電所 4 号機につきましては、9 月 18 日から定期検査を実施して

おりますけれども、10月中旬、関西電力から3基の蒸気発生機の約1万本の伝熱管のうち、5本に傷が発見された旨、報告を受けたところであり、京都府からは徹底した原因究明と再発防止を強く要請しております。関西電力では先月28日に、原子力規制委員会に本件に係る報告書を提出するとともに、点検期間を延長して原因を究明することとしており、今後原子力規制委員会において、高浜・大飯発電所の他の原子炉も含め、安全性が判断されるものと考えております。

また、原子力発電所事故時における住民避難につきましては、国の原子力災害対策指針におきまして、福島第一原子力発電所事故の教訓をふまえ、予防的防護措置を準備する区域として原子力施設から概ね半径5kmをPAZ、緊急防護措置を準備する区域として原子力施設から概ね半径30kmを目安にUPZに設定することが定められ、UPZ区域外につきましても基準を超える放射線量が計測された場合は、UPZと同様の対応を行うことが定められております。

京都府内のUPZは国の放射線物質拡散シミュレーションに基づき、高浜発電所から30km、大飯発電所から32.5kmの区域に設定されておりますが、緊急時はUPZ区域外も含めた府内61カ所のモニタリングポストの他、モニタリングカーや可搬型モニタリングポストにより放射線計測を行い、UPZ区域外においても屋内待避や避難を指示することとしております。京都市域につきましても、久多、広河原、京北に設置しているモニタリングポスト計測地等によりまして、同様に対応をすることとしております。また、放射性物質の拡散予測については、平成24年に福島第一原子力発電所事故と同等の事故を想定した拡散予測を実施いたしました。今回、住民のより現実的な避難を検討するため、放射性物質の放出量を新規基準に定める最大放出量に設定するとともに、高浜発電所、大飯発電所の同時発災を想定して拡散予測を実施いたしました。現在、京都府の原子力防災専門委員の意見聴取等を行っているところでございまして、なるべく早く公表することとしております。

【山内議員・再質問】まず指摘をします。北陸新幹線についてです。現在各地で住民説明会が開催されていますが、地下水への影響、希少動植物への影響、保安林への影響、大量の残土の対策、原発事故への対応など質問が相次ぎましたが、どの問題でも「ルートが確定してから検討する」「京都府や京都市と相談します」という回答に、不安や疑念の声が広がっています。先ほど知事が、大規模災害時にこの北陸新幹線が大きな役割を果たすんだというふうにおっしゃいましたけれども、しかし大規模災害時に役割を果たすどころか、活断層や脆弱な地質の所を通る可能性も明らかになっています。延伸計画は中止すべきです。指摘しておきます。

水道事業についてです。市町村から要望が出たというふうには言っておられますが、町村会の要望を私も見させていただきましたが、やっぱり「脆弱な財政基盤を強化してほしい」「京都府の独自の助成制度を創設してほしい」という要望も一緒に寄せられているわけです。そもそも広域化の選択肢しか示さないから、それが問題なのです。同時に住民も議会も知らない非公開の場で、広域化のスケジュールまで示すことは、民主主義や自治という点でもたいへん問題です。そこで再質問ですが、水を商品として儲けの対象にした結果、水道料金の異常な高騰、水道財政の不透明化、自己水源の閉鎖や周辺部の切り捨て、また施設の維持管理が適正になされているかなどのチェックができなくなるのではないかと。そうならない保証があるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

次に原発問題についてです。原因がいまわからない以上、再稼働させないというのは当然なんです。相次いで事故が起こっているんですね。15年前の美浜原発2号機の事故では、復水配管が破損して140度の熱水と蒸気が噴出し5名の下請け労働者亡くなられ、6名の方が重傷を負われました。その後も事故が相次ぎ、今回こうした事故が起こったのです。いつ過酷な事故が起こるか分からない原発は今すぐ

稼働を中止すべきと考えますがいかがですか。もう一度、ご答弁をお願いします。

【西脇知事・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。水道事業についてでございますけれども、水道事業は施設の老朽化、耐震化の需要、また人口減少にともなう需要減、そして技術職員の不足という非常に厳しい状況のなかで、なんとか水道基盤を強化していこうという、そのために京都府、各市町村が知恵を出し合って取り組んでいこうということでございまして、そのための一つの選択としての広域化ということを示しているわけでございます。いま、山内議員から「金儲け」ということがございまして、民営化についてあわせてご答弁させていただきますと、各市町村ともメリットがございまして業務委託等につきましては、可能性として検討しているようでございますが、現在のところコンセッション方式の導入を検討しているところはないと考えてございまして、この民間ノウハウの活用も一つの選択肢として存在するものだというふうに認識しております。

また、原子力発電所の安全対策につきましては、これは今回の高浜原発4号機の蒸気発生機の損傷だけではなくて、従来から答弁しておりますように、あってはならないことではございますが、万が一の事故の時にきちっとした避難計画が立てられ、それを訓練を重ねることによって有効性を示すことが、住民対し、また府民に対する安全安心につながるものと思っております。そうした観点からもきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

【山内議員・指摘要望】まず、水道事業についてです。私はなぜ広域化の選択肢しか示さないのかというふうに質問しましたが、その質問には一切答えられませんでしたし、それから民営化でさまざまな懸念、水道料金の異常な高騰、水道財政の不透明化、自己水源の閉鎖・周辺部の切り捨て、こういうことにならない保証はあるのかと質問しましたが、お答えになりませんでした。

最後に指摘要望を行います。水道事業は広域化・官民連携ありきではなく、公的責任で人材育成と相互協力による再構築を行い、水道事業の関連労働者全体の底上げをはかることこそ必要です。また、共同運営者として住民参加のしくみをつくることも必要です。また、自己水源を大切に、地域の事情に合った水道技術を育成することも必要です。そのためにも、国に予算拡充を求めると同時に、本府の独自支援の拡充を強く求めるものです。

原発問題についてですが、規制委員会は東日本大震災の後停止していた女川原発2号機が、新規制基準に適合していると判断しましたが、大規模な安全対策工事が必要で、約3400億円の費用がかかります。その負担は電気料金として国民が負担するのです。これまで原発で大儲けしてきた企業には負担をさせないのです。危険で、使用済み核燃料の処理もできず、「原子力村」といわれている利益共同体だけが儲かり、国民には負担ばかり押し付けられる。こうした構造に支えられている原発は一刻も早く廃炉にすべきだということを申しあげて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。